

議案第二百二十六号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎



三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中三朝温泉会館の項及び合計の項を次のように改める。

三朝温泉会館	事務吏員 その他の職員	通じて二二八
合 計	一五八 人	

附 則

この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。